

## ◆ 権利条例の構成

この条例は、こどもの権利について、前文のほか、第1章から第8章まで全23条で構成されています。

### 前文

#### 第1章 総則(第1条・第2条)

目的・定義

#### 第2章 こどもと権利(第3条―第7条)

こどもが持つ権利・生きること・育つこと・守られること・参加すること

#### 第3章 大人の役割(第8条―第11条)

大人の役割・保護者の役割・こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割・こどもに関わる地域団体の役割

#### 第4章 こどもにやさしい環境づくり(第12条―第18条)

施策の推進・日常の環境・居場所づくり・情報共有・参加の機会の保障・権利侵害への対応・普及啓発

#### 第5章 権利の救済と推進(第19条―第22条)

相談と救済・こどもの権利委員会の設置・委員会の職務・答申や提言とその尊重

#### 第6章 雑則(第23条)

委任

## ◆ 前文

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心してできる環境と、様々な経験ができる機会をつくり支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)と日本国憲法やこども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。



#### 解説

前文は、条例を制定する基本的な考え方や理念を明らかにし、各条文の解釈の指針となるものとして設けています。

こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であることが示されています。「一人の人間」と表現することにより、「こどもたち」とひとくくりにして捉えるのではなく、一人ひとりの個々の状況に応じて「自分」を大切に、生きる力を育むことへの願いが込められています。

また、こどもだけでなく、こどもに関わる環境を支援していく周りの大人も権利を大切にされる必要があることを掲げています。「こどもも大人も一人の人間として尊重され」という表現を盛り込み大人を含め相手も同様の権利を持った存在として互いに尊重し合うことを表しています。

こどもに関わる機関をはじめ、南砺市に住む一人ひとりの市民がこどもの権利を自分ごとと捉えることで「こどもにも大人にもやさしい社会」を実現することができます。

条例の作成に当たっては、こどもや保護者、こどもに関わる関係機関の大人に参加していただきました。前文には、多くの市民のこどもへの思いと市が目指すまちづくりの方針が込められています。

## なぜ、こどもの権利条例をつくったの？

### ① こどもの生きる力を育むために

南砺で育ちたい(こどもの心身の発達と幸福感の増進)、南砺で育てたい(社会全体が連携を取り、人とのつながりや幸せを感じられる環境)と思えるまちづくりを推進するための羅針盤となる条例をつくりました。

### ② こどもの意見表明・参加の促進

こどもが自分の考えを自由に表現したり、参加したりできるよう、こどもの目線で、こどもの権利を大切にします。そのためには、守り支える大人も同様に大切にされ、権利が守られることが必要です。

### ③ こどもがすこやかに成長できる環境づくり

すべてのこどもが命を守られ、自分らしくすこやかに安心して過ごせるよう、市民みんなでこどもの権利が守られる環境を整えていきます。

## こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切に作る社会の基盤をつくります。

一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、こどもの権利保障は実現しません。こどもを支える大人が守られる環境づくりは、こどもを守ることに直結します。

そして、こどもも大人もこどもの権利の本質を理解することが大切です。こどもの成長にとってどのような経験が必要かを大人が理解し、こどもを見守り、支えることで、こどもの最善の利益を保証していきます。

こどもも大人も「一人ひとりの権利」を大切にし、対話を重ね、尊重し合うことが大切です。こども施策に取り組むことで、みんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。

